

# 台湾の大学課程における ジェンダー法学教育の実践と問題点

李 玉 璽\*  
杉 本 史 子\*\* (訳)

## 1 はじめに

台湾では1987年に戒厳令が解除されて以来、幾重にもわたるさまざまな法律の修正によって、多くの民主化改革が進められてきた。その中にはジェンダーに関わる法律の制定や法改正も含まれている。しかし、他の法律の立法過程と異なるところは、ジェンダーに関わる法律の制定は、しばしば社会運動と密接につながっており、一般の人々の注目を集めたことである。また分野を越えた学際的な協力も必要であった。このためジェンダー法学教育は、これまでの法学のように、民事法、刑事法、公法などに分類するやり方とはいささか異なっている。ジェンダー法学教育は、ジェンダーの人権意識を主軸として、法学のそれぞれの領域と学際的な協力をしなければならないだけでなく、社会学、歴史学、文学、心理学、政治学など、他の学科とも互いに協力していく必要がある。つまり法学研究の中に新しく作り上げられた領域であると言える。ではこの教育は、台湾の大学教育の中でどのように実施されたのだろうか。どのような困難に直面したのだろうか。これが本稿で考察しようとすることである。現在、台湾における大学教育の体系は、高等教育に属する大学と、技術専門系に属する大学に分

---

\* り・ぎよくじ 国立虎尾科技大学助理教授

\*\* すぎもと・ふみこ 立命館大学非常勤講師

けられる<sup>1)</sup>。また組織機構からすると、おおまかに専門課程と一般教養という2つの部分に分けることができる。現在、この2つの組織機構の中には、いずれもジェンダー法学教育の課程が設けられている。本稿ではまず大学の専門課程におけるジェンダー法学課程の実施状況を探り、次に一般教養の中のジェンダー法学の課程を探りたい。最後に著者の見解を述べる。

## 2 専門課程の中のジェンダー法学の課程

専門課程の中では、どのようにジェンダー教育を展開しているのか。その中でもジェンダー法学はどうなっているのか。現在、台湾では主に3つの方法が取られている。一つはジェンダーに関する学部<sup>i</sup>や研究所を創設するやり方である。次はコースという方式を利用して、ジェンダーに関する教育をおこなうやり方である。第三は既存の法律研究所の体制を利用して、学生を指導してジェンダー法学を研究させるやり方である。

### 1) ジェンダーに関する研究所

ジェンダーに関する研究所については、次の表に示す通りである。

このように、これらの研究所の教員には、心理カウンセラーや、教育学、社会学の学者が多い。ジェンダーの論点からすると、これらの領域の学者は社会制度や社会現象におけるジェンダーの持つ意味について、早くから研究を始めていたということを表している。さらに特筆すべきは、

---

1) 台湾国民の高等教育への需要を満足させるため、教育部〔日本の文科省に相当〕では高等教育司〔司は局に相当〕が管轄する既存の大学の他、1996年に教育部の呉京部長〔部長は大臣に相当〕が「第二の高等教育人材養成ルート（国道）を建設する」ことを理由に、大量の技術学院〔学院は単科大学〕を科技大学〔科学技術大学〕に昇格させ、教育部の技職教育司〔専門学校教育局〕の管轄とした。これによって、同じく教育部が管轄する大学となった。台湾では、所属する教育部の機関が異なることから、大学をこの二つの体系に分けている。張媛甯「高等技職教育体制改革之探討〔技術系大学高等教育の体制改革の研究〕」、国立台南大学教育学系『教育經營與管理研究集刊』第一期（2005）133頁参照。

ジェンダー教育関連の研究所一覧

| 名称                  | 創立年代 | 創設の主旨や方向性<br>備考   | 備考                                   |
|---------------------|------|---|--------------------------------------|
| 国立高雄師範大学<br>性別教育研究所 | 2000 | ジェンダー平等教育をおこなう学校教員の養成。社会学者が多い。                                  | 台湾南部に位置し、東南アジアで初めてのジェンダー研究所。博士コースあり。 |
| 私立高雄医学大学<br>性別研究所   | 2001 | ジェンダー研究における医療、健康の分野をテーマとする。社会学者が多い。                             | 台湾南部。                                |
| 私立樹徳科技大学<br>人類性学研究所 | 2001 | 幼児の性教育をおこなう教員、性教育を進める専門家、性カウンセラー、性セラピストなどの専門的な免許資格者を養成。教育学者が多い。 | 台湾南部。博士クラスあり。                        |
| 私立世新大学性別<br>研究所     | 2003 | ジェンダーとマスメディアの研究。ジェンダーと文化の研究。及びジェンダーと政策の研究。マスメディアを研究する学者が多い。     | 台湾北部。                                |

真っ先にジェンダー関連の研究所を創ったのは、高等教育機関がもっとも密集している北部ではなく、南部であったことである。これはいったい偶然であったのか、必然的な結果なのか、まだ明らかではない。しかし、南部は交通が不便で、教員も比較的不足している。このため北部に位置する世新大学性別研究所に法学の専任教員がいる<sup>2)</sup>だけで、南部はいずれの研究所の課程にも、法学の教員は関わっていない<sup>3)</sup>。

2) 世新大学の陳宜倩副教授〔日本の准教授に相当〕は、アメリカのコネル大学の法学博士で、当研究所で「フェミニズム法学研究」「同性愛者及びセクシュアル・マイノリティの法律研究」などを開設している。

3) 樹徳科技大学人類性学研究所では、もともと中華民国99年度(2010年)の修士クラス

あるいはジェンダー法学がまだ新しい法学領域であるため、独自に研究所を開設する段階には至っていないのかも知れない。

## 2) 学際専攻コース

よって台湾では、研究所を作ってジェンダー教育を展開していくほかに、もう一つ別のルートを取っている。それはコース (Program) を利用する方法である。コースは、関係する学部の教学ソースを組み合わせ、学部や学科の専門領域を越えた学際専攻課程<sup>4)</sup>を開設しようと企画されたものである。必要とされる単位は一般の学部より低くしてあり、組織が機動的でフレキシブルであることから、領域を越えた協力が可能となる。

ジェンダー教育方面の学際専攻コースは、清華大学が1993年に「ジェンダー研究学際専攻コース」を創ってからこのかた、10校で似たようなコースが開設されている<sup>5)</sup>。創られた年代順に並べると、清華大学<sup>6)</sup>、台湾大学<sup>7)</sup>、高雄師範大学<sup>8)</sup>、静宜大学<sup>9)</sup>、成功大学<sup>10)</sup>、中山医学大学<sup>11)</sup>、中央

---

ゝの新入生入学時間割の中に「セクシュアリティと法律」という選択科目を入れていた。

しかし適当な教員を見つけるのが難しく、未だ開設されていない。よって、現在の時間割からはすでにその選択科目は削除されている。

4) 大学法第11条第2項及び大学法施行細則第8条、第11条を参照。

5) コースを開設した学校数の統計は次の論文を参照されたい。魏美娟・方文慧「我国大專校院性別教育課程之發展：2001-2010年」〔我が国の高等教育機関におけるジェンダー教育課程の發展：2001-2010年〕『教育部性別平等教育季刊』第58期 (2012) 28頁。

6) 1993年、国立清華大学人文社会学院の下に「ジェンダー研究学際専攻コース」が設けられた。

7) 1997年、国立台湾大学婦女研究室の下に「女性とジェンダー研究学際専攻コース」が設けられた。

8) 2001年、国立高雄師範大学性別教育研究所の下に、「ジェンダー教育研究学際専攻コース」が設けられ、2012年には新たに「ジェンダー教育博士学位コース」が設けられた。

9) 2007年、私立静宜大学人文暨〔暨は及びの意味〕社会科学学院の下に、「ジェンダー関係学際専攻コース」が設けられた。

10) 2008年、国立成功大学外国語文学系の下に「国境を越えた女性研究学際専攻コース」が設けられた。ただここは教育部の経費で賄われる予定であったが、続けて経費のサポートを受けることができなかつたため、2009年に閉鎖された。

大学<sup>12)</sup>、台南大学<sup>13)</sup>、政治大学<sup>14)</sup>、東海大学<sup>15)</sup>などであり、10校の大学がジェンダー関連のコースを開設している。しかし依然として教育関係、心理カウンセラー関係の学際専攻コースが多い。ジェンダー法学の課程を含んでいる学際専攻コースは、以下に紹介する通りである。

(1) 清華大学「ジェンダー研究学際専攻コース」

1993年に設けられた「ジェンダー研究学際専攻コース」は、国立清華大学人文社会学院に所属している。このコースは主にこの大学における修士・博士課程の学生のために設けられた。しかし学部の高学年の学生や校外の人たちも、許可を受ければ受講することができる。15単位すべて満たした者には、いずれもコース修了証明書が授与される<sup>16)</sup>。ジェンダー研究入門の3単位は必修で、最初に修めなければならない課程である。教員は、この学校で社会学、国語、外国語、歴史、法律を研究している学者である。法学者が開設している課程は、「生殖の科学技術と法律」の1科目<sup>17)</sup>だけである。

(2) 台湾大学「女性とジェンダー研究学際専攻コース」

1997年に成立した。台湾大学婦女研究室が運営、企画し、以下の4科目から2科目を選んで必修科目としている。「女性とジェンダー研究入門」「フェミニズム理論」(あるいはフェミニズム)、「ジェンダー関係」「ジェ

- 
- 11) 2008年、私立中山医学大学通識教育中心〔一般教養センター〕の下に、「ジェンダー・文化と医療学際専攻コース」が設けられた。
  - 12) 2009年、国立中央大学通識教育中心〔一般教養センター〕の下に、「ジェンダー教育に関する教員養成学際専攻コース」が設けられた。
  - 13) 2009年、国立台南大学人文学院の下に、「ジェンダーとエスニシティ学際専攻コース」が設けられた。
  - 14) 2010年、国立政治大学科際整合〔学際協力〕法律研究所の下に、「ジェンダー研究学際専攻コース」が設けられた。
  - 15) 私立東海大学共同学科暨通識教育中心〔一般教養センター〕の下に、「ジェンダーと文化学際専攻コース」が設けられた。
  - 16) (台湾) 清華大学「性別與社会研究室〔ジェンダーと社会研究室〕」のジェンダー研究コースに関する説明を参照されたい。
  - 17) 清華大学科技法律研究所の林昀嫻副教授によって開設されている。

ンダーポリティクス」である。20単位を満たせば、コース証明書<sup>18)</sup>を申請できる。このコースは、広く台湾大学内の歴史、社会、政治、地理、法学など各学部の学者を招いて開講されている。法学者が開設している課程には、「フェミニズムと法律」<sup>19)</sup>、「クィア [セクシュアル・マイノリティ] 研究論」<sup>20)</sup>、「法哲学研究」<sup>21)</sup> などがある。

(3) 静宜大学「ジェンダー関係学際専攻コース」

このコースは2007年に設けられた。この大学のコースは「専門コース」と「領域を越えたコース (学際専攻コース)」の2種類に分かれている。「ジェンダー関係コース」は、全校の学部生が誰でも履修することのできる「領域を越えたコース (学際専攻コース)」に属している。学生は各学部に行き、自由にクラスを選んで履修する。合わせて16単位ある。コースに関わる教員は、社会事業、国語、法学、マスメディア研究などの学部から来ている。法学者が開設している課程には、「ジェンダーと法律」<sup>22)</sup>、「国際結婚における法律問題」<sup>23)</sup> などがあり、すべて法学部で開設されている。これをコースの単位として計算し、別にクラスを設けているわけではない。

(4) 政治大学「ジェンダー研究の領域を越えた研究コース (学際専攻コース)」

政治大学は2010年に教育部の助成を獲得して、法律科際整合研究所に「ジェンダー研究の領域を越えた研究コース (学際専攻コース)」を開いた。課程は法学部で開設されているが、このコースを作った目的は、「主に台湾の異なる領域の学者の論文 (文学・心理学・政治学・社会学・教育学及び法律学を含む) を読むことによって、ここ20年間における台湾の

---

18) 台湾大学「婦女與性別研究学程 [女性とジェンダー研究学際専攻コース]」の設置方法を参照。2012年4月14日に改正された。

19) 台湾大学法律系の陳昭如副教授によって開設されている。

20) 台湾大学法律系の陳妙芬副教授によって開設されている。

21) 台湾大学法律系の陳妙芬副教授によって開設されている。

22) 静宜大学法律系の蔡穎芳副教授によって開設されている。

23) 静宜大学法律系の蔡穎芳副教授によって開設されている。

ジェンダー研究の成果を理解する」<sup>24)</sup> ことにあった。さらに法学の科目に限ることなく、領域を越えて協力するというやり方を取っている。「ジェンダー研究入門」を必修とし、人文、社会、法律、メディアと心理などの領域の課程は選択履修科目となっている。20単位を満たせば、コース証明書を申請できる<sup>25)</sup>。このコースでは政治大学内におけるイギリス文学、台湾文学、教育、労働問題、社会、歴史、法学などの学部の学者を広く招き、さまざまな課程を開設している。法学者が開設している課程には「ジェンダー研究入門」<sup>26)</sup>、「ジェンダーと差別」<sup>27)</sup>、「女性の労働参加論研究」<sup>28)</sup>、「ジェンダー関係と法律——セクシュアリティとジェンダー」<sup>29)</sup>、「ジェンダーの傾向と法律」<sup>30)</sup> などがある。

### 3) 大学院生のジェンダー法研究

ジェンダー法学は新しい領域の法学であるため、きちんと立法化された法案は決して多くない。よって論文の執筆の仕方、条文の解析や外国の立法例を重視する伝統的な書き方とは、かなり異なってくる。例えば、2003年に陳惠馨教授はこう指摘している。これまでの台湾のほとんどの法学部や研究所の学位論文は、法理学、法制史、法社会学などの基礎法学を専攻する者を除けば、大半は現行法のある制度を中心に、その制度あるいは法律の規定について、法解釈学と比較法学の研究方法によって、法律に関する問題を研究しているだけであり、そこにはヒューマンイズムの視点からの目配りが欠けている<sup>31)</sup>、と。では現在までのところ、ジェンダー法

---

24) 陳惠馨「歓迎加入性別研究導論課程：陳惠馨老師的一封信〔ジェンダー研究入門課程に加わって下さることを歓迎します：陳惠馨先生の手紙〕」参照。2011年8月28日。

25) 「国立政治大学性別研究跨領域課程施行細則」第3条、第7条を参照。

26) 政治大学法律系の王曉丹副教授によって開設されている。

27) 政治大学勞工〔労働問題〕研究所の劉梅君教授によって開設されている。

28) 政治大学勞工研究所の劉梅君教授によって開設されている。

29) 政治大学法律系の陳惠馨教授によって開設されている。

30) 政治大学法律系の王海南副教授によって開設されている。

31) 陳惠馨「評張宏誠『同性恋者権利平等保障之憲法基礎（張宏誠の『同性愛者の権利平

学の学位論文の作成状況は、どうなっているのだろうか。

近年の法律研究所におけるジェンダーに関する学位論文の作成状況を理解するため、台湾国家図書館の「台湾博碩士論文知識加値系統〔台湾における博士修士論文検索システム〕<sup>32)</sup>」で、近年のジェンダーに関する学術論文を検索したところ、203篇の学位論文が見つかった<sup>33)</sup>。このうち、論文のテーマで、直接ジェンダー平等教育法<sup>ii)</sup>に触れているものは、陳瞻吾の「性別工作平等法、ジェンダー平等教育法、セクハラ防止法の研究——大学キャンパスでの適用を中心として」<sup>34)</sup>と、范欣蘋「ジェンダー平等教育の憲法構造と検討——ジェンダー平等教育法の小中学校における実践を例として」<sup>35)</sup>の2篇である。法律研究所の博士論文でジェンダーに関するものは、郭徳厚「性というものの法コントロールについての分析——セクシュアリティとジェンダーに関する事物の法認識論の再検討」の1篇である。これは弁証論とモデル移行の観点を借りて、性というものや法

---

ㄨ等保障についての憲法の基礎』を評す』、『女学学誌』第15期(2003)参照。『同性恋者権利平等保障の憲法基礎』によると、この本は2002年に学林出版社から出版された。これは1999年に張宏誠が政治大学法律研究所公法組〔公法グループ〕の修士論文として書いたものに、加筆訂正したものである。指導教授は法治斌教授である。

32) 学位授与法第8条には「博士、修士論文は文章、ビデオテープ、カセットテープ、DVDあるいはその他の方式によって、国立中央図書館にこれを保存しなければならない」とある。よって、国家図書館(旧名は国立中央図書館)は、台湾全国で唯一、学位論文を送り、保存することが学位授与法で定められている図書館である。1998年に教育部の経費の支援を受けて、国家図書館は滞りなく「全国博碩士論文摘要検索系統〔全国博士修士論文サマリー検索システム〕」を開発し、完成させた。多くの学位論文はいずれも無料でダウンロードできる。

33) 任意の欄にキーワードの「ジェンダー」「法律」を入力した。学部〔系〕や所の名称は「法律〔法学〕」に限り、検索する年代は2011年から2007年までとした。範囲を縮小するために、研究所は法律研究所に限った。その他の関連研究所、例えば国家發展研究所、犯罪学研究所、公共行政所などは、数に入れていない。

34) 「性別工作平等法、性別平等教育法、性騷擾防治法之研究——以大学校園之適用為中心」私立中原大学財經法律所、2010年修士論文。指導教授は陳櫻琴教授。

35) 「性別平等教育的憲法建構與檢討——以性別平等教育法在国民中小学的實踐為例」国立成功大学法律所、2008年修士論文。指導教授は許育典教授。



のコントロール、法認識論などの研究対象に対し、掘り下げた分析を加えようと試みたものである<sup>36)</sup>。法律所の修士クラスの論文でジェンダーに関するものは、法学の各領域に広く分布している。各領域における数篇の論文を以下に簡単に紹介する。

(1) 基礎法学 (法哲学, 法制史, 法社会学) 関係

1. 李威諄「ホッブスの社会契約論の中におけるジェンダーの競り合いを論ずる」<sup>37)</sup>

法理学の角度から、ホッブス (Thomas. Hobbes, 1588~1679) の社会契約論の争議と発展、及びフェミニストが社会契約論に加えた修正について検討する。

2. 洪屏芬「同姓不婚と同性不婚から見た法制上の変遷」<sup>38)</sup>

旧法の「同姓不婚」及び社会的な感覚として認められていた「同性不婚」の法制史を論証することによって、古い法律の規定が今なお現代の生活に潜在的な影響を及ぼしていないかどうかを明らかにする。

3. 林実芳「生涯の伴侶、ただ残念なことに見えてこなかった：台湾の法律の隙間における女性同士の親密な関係」<sup>39)</sup>

法史学の角度から、台湾社会における女性同士の親密な関係に関する法律及び社会規範を遡って探求し、異性愛が覇権を握る規範体系の中で、それが周縁化されていった歴史の過程を検討する。

4. 勤定芳「資格を欠いた被害者：真実を欠いた性暴力のストーリー——性暴力判決の心証と政論番組における言説の論述分析」<sup>40)</sup>

---

36) 「性主体之法管制分析——性與性別有関事物之法認識論反思」国立中正大学法律所、2008年博士論文。指導教授は、郭書琴、蕭文生の両教授。

37) 「論霍布斯社会契約論中之性別角力」国立台北大学法律系修士クラス、2008年修士論文。指導教授は莊世同教授。

38) 「從同姓不婚與同性不婚看婚姻法制上的通嬖」国立政治大学法律所、2009年修士論文。指導教授は陳惠馨教授。

39) 「百年対対、只恨看不见：台湾法律夾縫下的女女親密關係」国立台湾大学法律系修士クラス、2007年修士論文。指導教授は陳昭如教授。

40) 「失格的被害人：失真的性侵犯故事——性侵害判決心証與政論節目言説的論述分析」国

法社会学の角度から、女性被害者像が社会で作られることと、性暴力事件の「真相」構造との間には距離があり、それが結局は女性被害者に不利益をもたらしていることを検討する。

5. 曹宝文「セクシュアリティ、商品、記号——台湾におけるセックス産業の問題を再検討する」<sup>41)</sup>

フェミニズムの観点から、もう一度台湾のセックス産業についての議論<sup>iii</sup>を読み解く。

(2) 公法関係 (憲法, 行政法)

1. 何琦「憲法における同性結婚の研究」<sup>42)</sup>

台湾の法律には同性結婚の規範や保障に関するものがきわめて少ない。このことを鑑み、憲法の観点よりアメリカの法律と比べた比較法研究。

2. 張利璋「セックスワーカーの働く権利の保障についての研究」<sup>43)</sup>

成人が自ら望んで性をビジネスとする行為について、歴史的背景や法解釈学の角度から、セックスビジネスをコントロールすることの合憲性を弁証する。現行法とアメリカ、日本、オランダ、ドイツ各国の立法例とを比較して研究しているほか、セックスワーカーや買春する客との談話も加えている。

3. 葉子誠「ネット上の児童ポルノ言論規制を論ずる——アメリカの法の学説と裁判を中心として」<sup>44)</sup>

アメリカの法廷で、「児童ポルノ言論」規制の公益の目的が認められ、

---

↘立政治大学法律科際整合研究所, 2011年修士論文。指導教授は王堯丹教授。

41) 「性, 商品, 符号——台湾性産業問題重探」国立台湾大学法律所, 2009年修士論文, 指導教授は陳妙芬教授。

42) 「憲法上同性婚姻之研究」私立輔仁大学法律所, 2010年修士論文, 指導教授は吳志光教授。

43) 「性工作者工作權保障之研究」私立世新大学法律所, 2008年修士論文, 指導教授は吳煜宗教授。

44) 「論網際網路上児童色情言論之管制——以美国法之学説與裁判為中心」国立政治大学法律所, 2010年修士論文, 指導教授は廖元豪教授。

それはその他の成人ポルノの言論とは異なるとされたことに対し、憲法上の論議が起こったこと、さらに台湾の法規の現状について論述する。

### (3) 労働法関係

1. 廖珮伶「国際労働法の枠組みの下における女性の社会権利と法律問題の研究——パートタイム労働を例として」<sup>45)</sup>

国際労働法の枠組みの下における女性の社会権利に関する法律規範、およびヨーロッパの法廷における判例を明らかにする。併せて台湾におけるパートタイム労働の法の制度を簡単に紹介し、将来女性をパートタイム労働に投入することについて、見解を示す。

2. 林淑芬「我が国と日本の両性工作平等法の比較研究」<sup>46)</sup>

立法過程にまで遡って、両国におけるジェンダー労働平等法の制度に切り込み、台湾で性別工作平等法が施行された後に直面した問題について検討する。

### (4) 刑法関係

1. 鄭佩欣「性犯罪の立法規範の研究——保護法益を中心として」<sup>47)</sup>

性の自主権の内包するところと保護すべき範囲から、現行の法制を検証する。さらに実際の判決や決議の見解から、現行の法で不足しているものを導き出している。

2. 劉興国「我が国における性犯罪者の強制治療の研究」<sup>48)</sup>

主に現行の法制における強制治療に関する規定を紹介し、これまで何度か加えられた修正の理由を分析する。また強制治療の理論と実際面につい

---

45) 「国際労工法架構下婦女社会権利法律問題之研究——以部分時間工作為例」私立東興大学法律学研究所、2010年修士論文、指導教授は程家瑞教授。

46) 「我国與日本兩性工作平等法之比較研究」私立中国文化大学法律系修士クラス、2011年修士論文、指導教授は邱駿彦教授。

47) 「性犯罪立法規範之研究——以保護法益為核心」国立中正大学法律所、2011年修士論文、指導教授は柯耀程教授。

48) 「我国性侵害犯強制治療之研究」私立輔仁大学法律所、2011年修士論文、指導教授は余震華教授。

て、検討し分析を加えている。

#### (5) 民法関係

##### 1. 黄秉琛「同性愛カップル及びその婚姻や家庭に関する権利の研究」<sup>49)</sup>

主に同性愛者及びその婚姻や家庭に関する権利について、社会の感覚、現行法制、実際の運用及び同性愛者グループなどの様々な側面から、検討を加え、意見を提出している。

##### 2. 林孝穎「同性愛者の未成年子女扶養についての研究——理論の基礎と政策の向かうところ——」<sup>50)</sup>

同性愛者が未成年の子女を扶養することは、子女の最良の利益に反するかどうかを検討する。またアメリカの立法及び実際の事例を引用し、比較している。

##### 3. 李惠珊「レズビアン家庭の親子関係に関する法制の研究」<sup>51)</sup>

人口生殖技術の側面及び同性愛者の家庭が直面している法律の側面から、どのようなサポートもしくは阻害を受けているかを考え、親族法がはらむ問題を検証する。

#### (6) 国際法関係

##### 1. 鄭心怡「国際同性結婚の承認と国際私法の公序良俗についての条項」<sup>52)</sup>

国際私法の観点から、台湾の公序良俗についての条項と、アメリカの婚姻保護法を比較する。国際同性結婚の善し悪しを全面的に否定することを探り、さらに進めて、現行の制度の下で、国際同性結婚が承認される可能

---

49) 「同志伴侶及其婚姻家庭權之研究」国立中正大学法律所，2009年修士論文，指導教授は施慧玲教授。

50) 「同志収養未成年子女之研究——理論基礎與政策方向——」私立中原大学財經法律所，2009年修士論文，指導教授は李立如教授。

51) 「女同志家庭親子關係法制之研究」国立清華大学科法所，2007年修士論文，指導教授は雷文政・林昉嫻の両教授。

52) 「涉外同性婚姻之承認與國際私法之公序良俗條款」私立東呉大学法律系修士クラス，2011年修士論文，指導教授は林秀雄教授。

性を検証する。

#### 4) 小 括

以上のことから、台湾では、ジェンダー法学についての研究所は設立されていないが、各学校にはジェンダーに関するコースが設けられ、また個々の指導教授あるいは学生がジェンダーのテーマに関心を持っていることが分かる。ゆえに現在、台湾ではジェンダー法学についての論文は、数の上ですでに一応の成果が出されている。またこれらの論文は、法学の各領域にわたっている。さらに法律研究所だけでなく、「財經法律」、「科学技術法律」の名前を冠した法学関係の研究所も、ジェンダー法学に関する論文を生み出している<sup>53)</sup>。さらに基礎法学だけでなく、その他の法学研究の領域でも多くの論文が生み出されている。それは伝統的な法解釈学、比較法学のやり方だけでなく、ヒューマニズムに目配りしたレベルにも広がり始め、台湾本土の発展と結びついて、伝統的な法解釈学の論述形式のほか、フェミニズムや、当事者への聞き取りなど、社会学の技法も取り入れている。テーマ設定の上でも、男女両性をめぐるテーマのほか、多くの論文が台湾社会の変遷を振り返って、現在の法律規範では層が薄い同性愛者のテーマについても大いに注目するようになった。近年のジェンダー法学の学位論文は、すでに陳惠馨教授が指摘した伝統的な紋切り型の論文の書き方から抜け出し始めている。これは喜ばしい発展である。

---

53) 台湾のこれまでの「法学院」は、社会、政治、労働問題、公共行政、経済などのたくさんの学科を含んでいた。政治大学「法律系」が1993年に独立した「法学院」となってから、全国の各「法律系」は次々とこれにならって、独立した「法学院」となった。そこで、その他の法律系でない学科や研究所は、大半が「社会科学院」に属することになった。しかし新たな「法律系」や法律研究所を開設するにあたっては、教育部が特色を打ち出すように強く要求したことから、次々と「財經法律研究所」「科学技術法律研究所」「文教法律研究所」が作られた。しかし実際には、これらの研究所が財經、科学技術や文教の方面に特化して発展したわけではない。このため伝統的な法律研究所との区別もいっそう曖昧になっている。

しかしながら、このような論文の作成状況から、我々も次のことに気付いている。台湾のジェンダー法学の論文は分布から見ると、まだ必ずしもジェンダー法学に関するコースなど、系統的な学習をした状況の下で、書き上げられたものではない。台湾の法学教育の多くは、学生の司法試験合格をサポートする方向に向いており<sup>54)</sup>、国家試験と関係のない法学の研究領域はしばしば周縁に追いやられてきた。よって専門課程の中でジェンダー関連の法学コースや課程を開設するのは、決して容易なことではない。このような苦境を打ち破るために、ジェンダー法学のテーマの大半は、折衷的なやり方で、刑法論、憲法論、法制史論、身分法論の中に入れてきた。あるいはもっぱら指導教授や大学院生の個人的な興味に頼って、細々と続けられてきた。このような工夫は尊敬に値するが、これから発展させていくことは難しい。ジェンダー法学では、全国レベルで定期的に研究会や学会を開き、論文を発表するといった横のつながりがあまり見られない。たとえまたま互いの論文が関連していることはあっても、大方はそれぞれが努力しただけであり、お互いに啓発し合った可能性は低い。また、学術論文は修士論文が多く、博士論文ははなはだ少ない。よって卒業後にジェンダーの社会運動に携わる者も稀にはいる<sup>55)</sup>が、引き続き大学でジェンダー法学教育に携わる者は、決して多くない。これは人材を育成する上で、不利な影響を与えている。

---

54) 学者の多くは、法学部の学生は国家資格を取ることにだけに関心があり、社会正義には興味がないと嘆いている。例えば、許澤天「唸法律系不能只对証照有感〔法学部で学ぶ者は資格だけに関心があってはならない〕」『自由時報』2012年5月3日など。しかし、現実には、多くの法学部が2011年の国家試験の変革に応じて、課程を全面的に国家試験に合わせたものに改定せざるを得なかった。そのためさらに圧力がかかり、基礎法学の生存スペースが縮小されてしまった。

55) 例えば「百年対対，只恨看不见：台湾法律夾縫下的女女親密關係」を修士論文として書いた林実芳弁護士は、現在、婦女新知基金会〔文末訳注vii参照〕の事務局長を務め、また台湾伴侶權益推動連盟〔台湾伴侶權益促進連盟〕の一員となっている。

### 3 一般教養の中でのジェンダー法学課程

#### 1) 一般教養課程の全面的な改革の中で

上述した学部あるいは一般教養センター（教養学部）で開設されたコースの状況を見てみると、多くの大学のジェンダーコースが、一般教養センターによって開設されている。今、台湾の大学では徐々に、専門課程と一般教養の対立や、こわばった組織の壁を取り払おうとしていることが分かる<sup>56)</sup>。一般教養センターにも専門のコースを作ることができ、その一方で、専門課程の教員にも一般教養課程の教学計画を立てる者が現れている<sup>57)</sup>。しかしながら、このようなカリキュラムは、何といても少数である。一般教養センターが開設するジェンダー法学関係の課程は、まだ単一の課程が中心であり、コースが組まれているところは少ない。

---

56) 今のところ、各公立私立及び科技大学にはいずれもすでに学科に分けられていない学士クラスがある。学科を分けずに学生を募集するには、次の4つの方法がある。1つは大学全体が学科を分けずに学生を募集するやり方である。例えば、銘伝大学伝播学院〔銘伝大学放送学院〕などである。第2は、大学の各学科から一部の定員を抜き出して、学科を分けない専門クラスを作るが、各学科はこれまで通り学生を募集するというやり方である。例えば交通大学や清華大学などがこれに当たる。第3は学科を組み合わせて、新しく「学位学際専攻コース」を作る方法である。学生は卒業するまで、学科に分かれる必要はなく、直接学位を授与される。例えば、交通大学に新設されたナノ・サイエンスやエンジニアリングの学位学際専攻コースである。第4は、1年生のときには学科に分かれず、2年生に上がった時に学科を選ぶやり方である。台湾科技大学がこれに当たる。その他、政治大学の一般教養改革のような例もある。ここでは民国99年度（2010年）より、1年生全員が一般教養課程を中心に履修することとなった。

57) 例えば世新大学性別研究所の陳宜倩副教授は、2008年に「教育部顧問室法学教育教学研究創新計画」をおこなった際、世新大学一般教養センターで、ジェンダーと法律の課程を開設した。この計画は、政治大学法学部の陳惠馨教授が中心となって進めたものである。陳宜倩副教授の計画の名称は「花様主体、同治国家——「性別與法律」通識課程教学研究創新專案〔多様な主体が、共に国家を治める——『ジェンダーと法律』一般教養課程の教学研究新設案〕」といった。だが実際には民国97年度（2008年）から99年度の第二学期（2010年）までは、毎回次の学期に一般教養センターで「ジェンダーと法律」課程を開設していたが、その後現在までのところ、この課程は再開されていない。

現在、台湾全国で一般教養課程の全面的な改革が行なわれている。一般教養を研究している学者、黄俊傑の研究によると、各大学は従来の「共同科目」問題<sup>58)</sup>と新しい一般教養への需要に応えるため、費用を工面して、さまざまなモデルを打ち建てたという。それには主に次のようなモデルがある。① 共同科目と一般教養課程をバランスよく選択させるモデル、② 一般教養をバランスよく選択させるモデル、③ コア課程 (core curriculum) モデル、④ 大学の 1, 2 年生で学部は分けるが、学科は分けないモデル、の 4 種類である<sup>59)</sup>。教育部は、アメリカの教育哲学者であるイエール大学の Robert Hutchins (1899-1977) の概念を引用し、一般教養の必要性を次のように考えている。過去数百年来、特定の科学領域のみに注目が集まり、分業化が進んだことにより、学生の学ぶ方向が狭まった。これによって大学は技術訓練所と化し、公民の素養を育成する殿堂ではなくなってしまった。だから、一般教養によって、ヒューマニズムに目を向けた実践を強化していかなくてはならない、と<sup>60)</sup>。これまでの一般教養課程は、教員が好き勝手に開設し、「栄養単位」とそしられていた。こうした状況は、すでに一部が改善され始めている。ヒューマニズムへの

---

58) 台湾の教育体制では、愛国思想を強化するために、中国史、中国地理、国語〔中国語〕、国父思想〔孫文思想〕を含む必修課程を設けてきた。これを共同科目という。だが時宜に合わなくなったため、大半がすでに形を変えている。その変遷や議論については、李玉璽「從公民素養角度論通識課程中法學教育之演變與革新〔公民の素養という角度から、一般教養の中の法学教育の変遷と革新を論ずる〕」銘伝大学追求高教卓越國際學術研討會論文, 2012年3月6日, 2-6頁を参照されたい。

59) 黄俊傑「台湾各大学院校通識教育實施現況〔台湾の各高等教育機関における一般教養の實施狀況〕」『通識學刊：理念與實務〔一般教養：理念と實際〕』第1巻第1期 (2006) 186頁。

60) 教育部「大学通識教育評鑑先導計畫〔大学一般教養評価鑑定先導計畫〕【第三期】A類計畫」評鑑報告〔評価鑑定レポート〕, 2008年7月, 2頁。大学一般教養評価鑑定先導計畫は、教育部から5年でNT五百億の助成を受けた11校の先端大学に対しておこなわれたもので、A類とB類の2種類に分かれている。実際には、いわゆる「過去数百年来、特定の科学領域のみに注目が集まり、分業化が進んだ」というのは欧米の経験に由来するものであり、決して台湾本土での実体験ではない。



目配りを実地実践しているジェンダー法学課程を、一般教養課程の中で開設することにも注意が払われ、これによって新しい契機がもたらされたのである。

1997年の『通識教育季刊〔一般教養季刊〕』に載せられた一般教養のジェンダー教学についての文章は、この分野では、草分け的な文献であると言える。ここには、以下の論文が収められている。公衆衛生学者の張鈺、社会福祉学者の王舒芸、心理学者の陳若璋などが共同で執筆した「一般教養の中の両性に関わる課程の目標と精神」、社会学者である嚴祥鸞の「統括支配と拒絶——両性に関わる課程の講義経験を分かち合う」、教育学者である葉紹国の「『ジェンダー役割と両性関係』の教学設計とその成果——淡江大学コア課程『社会分析』学科目の教学実例」など<sup>61)</sup>である。一般教養の中にジェンダー法学の課程が取り入れられる先駆けとなったのが、2002年頃、政治大学法学部の陳惠馨教授が開設した「両性関係と法律：婚姻と家庭」である<sup>62)</sup>。この発展は、台湾のジェンダー教育の中で、他の社会科学の領域が法学教育に先駆けて開設した課程のモデルと合致したものであった。ただ当時のカリキュラムの上では、大半が「両性」のみに重点を置いており、まだ多元的なジェンダーへの広がりは見られなかった。

## 2) ジェンダー平等教育法の下で

2004年6月、立法院の三読<sup>iv</sup>を経て、ジェンダー平等教育法が採択された。その後、また国連が1979年に採択した女性差別撤廃条約（略称CEDAW）を実行に移すために、「女性差別撤廃条約施行法」<sup>63)</sup>を実施し

---

61) 〔各論文の原題は〕「通識教育中両性関係課程之目標與精神」。「宰制與抗拒——講授両性関係課程の経験分享」。「『性別角色與両性関係』的教學設計與成效——淡大核心課程『社会分析』學門的教學實例」。『通識教育季刊』第四卷第一期（1997）。

62) 陳惠馨「專業教育與通識教育的連結——以『両性關係與法律』為例〔專門課程と一般教養との連結——『両性關係と法律』を例として〕」軍事院校通識課程跨院校交流學術研討會，2002年10月。

63) 1979年に国連が採択した女性差別撤廃条約は、合わせて30か条あり、185か国で批准

た。2012年、行政院はジェンダー平等の労働措置を進めるため、ジェンダー平等処〔処は局の下、科の上に位置する〕を作った。ここから次のようなことが見て取れる。台湾政府は人権保護の観念に基づいて、一歩一歩着実にジェンダー主流化の政策を行ってきた。そのことがジェンダー平等教育の推進に有利に働いた。中でもジェンダー平等教育法第17条は、それぞれのレベルの学校でジェンダーに関する課程を開設することになる主要な法的根拠となった<sup>64)</sup>。

#### ジェンダー平等教育法第17条

1. 学校のカリキュラム及び活動計画は、学生が潜在的な能力を發揮できるよう励まさなければならない。ジェンダーによる差別をしてはならない。
2. 小中学校は、ジェンダー平等教育を課程に取り入れるほか、毎学期、ジェンダー平等教育に関する課程あるいは活動を少なくとも4時間は実施しなければならない。
3. 高等学校及び5年制専門学校の最初の3学年は、ジェンダー平等教育を課程に取り入れなければならない。
4. 高等教育機関ではジェンダー研究に関する課程を広く開設しなければならない。
5. 学校はジェンダー平等にふさわしい課程を企画し、またそれを評議する方法を發展させなければならない。

---

↘された。しかし台湾は今も国連に加盟できていない。2007年、陳水扁總統の在任中、台湾はこの条約に調印しようとしたが、潘基文〔パン・ギムン〕国連事務総長に受け取りを拒否された。条約の批准には加われないが、決意を示すために、台湾では馬英九總統の下、一方的に2011年6月8日、「女性差別撤廃条約施行法」を交付して、ジェンダー主流化を着実に進めることにした。これは2012年1月1日から実施されている。

64) この法のもともとの名は「両性平等教育法」といい、陳惠馨教授、沈美真弁護士、蘇芊玲教授、謝小琴教授が2000年に共同で起草したものである。2002年に草案は「性別平等教育法〔ジェンダー平等教育法〕」と名を変え、2004年に立法化された。

高等学校、小・中学校では、授業の中にジェンダー平等を織り交ぜた教学方式を取り、別に新たな課程を開くことはしていない。ジェンダー平等教育の能力目標を打ち立て、それぞれの課程の中に織り交ぜていく。教育部の指摘によると、現在、だいたい総合活動、社会、健康と体育及び生活科では多く取り入れられているが、数学、自然と生活科技〔理科〕、言語、芸術と人文の科目では、ジェンダー平等の観点が欠けている。このため、「九七課綱」(2008年、つまり民国97年に制定された課程綱要)では、小中学校のジェンダー平等教育を、9年一貫の課程綱要における重要な議題として取り入れ、2011年8月(民国100年度)より、言語(中国語〔=従来の国語〕)、言語(客家語<sup>ハッカ</sup>)、言語(原住民の言語)、言語(英語)、健康と体育、数学、社会、芸術と人文、自然と生活科技、総合活動、生活など、11の領域の中にこれを拡大させた<sup>65)</sup>。

---

65) 教育部国民教育司〔国民教育は、小中学校教育を指す。司は日本の局に相当〕(2008年)「97年課程綱要：国民中小学九年一貫課程綱要重大議題(性別平等教育)」9-20頁参照。課程綱要の中で、小中学校のジェンダー平等教育では、三つの主な能力に到達できるよう、求めている。その3つとは、「ジェンダーの自己理解」「ジェンダーの人間関係」及び「ジェンダーの自己突破」である。ジェンダー平等教育は毎学期、約4時間実施される。どのように教えたらいのか分からないという教員たちの不安に応え、教育部は大学に委託して教学マニュアルを編集した。例えば、東華大学に委託して編集した『我們可以這樣教性別〔私たちはこのようにジェンダーを教えればいい〕(小学校教員向け)や、高雄師範大学に委託して編集した『性別好好教〔ジェンダーが簡単に教えられるよ〕(中学校教員向け)などである。教学マニュアルでは「性の指向」と同性愛者のテーマにも触れていた。このため一部のキリスト教徒は、これは同性愛者の受け入れを宣伝するもので、教義に反すると考え、削除することを主張した。2011年、この議論は社会の注目を集め、ジェンダーの団体が攻撃を受けることもあった。このため、結局は敏感な言葉遣いを削除し、学生には異なる性別を尊重しようとするようになった。しかし自分自身のジェンダーや性指向のアイデンティティを教えないのは、おおよその原案を維持しようとするあまり、実施に当たって折衷案を出して事を収めてしまったことでもある。『自由時報』「課綱刪敏感字眼、国中小可教同志教育〔課程綱要で敏感な言葉遣いを削除、小中学校で同性愛教育を教えるべきだ〕」2011年7月26日、林曉雲、謝文華記者による報道。

### 3) 大学におけるジェンダー平等教育

では、大学ではどのようにジェンダー平等教育の課程を進めているのだろうか。今のところ、公立私立の高等教育機関の課程計画は、大学法施行細則第24条及び司法院大法官會議〔注81参照〕解釈番号V380号の規定により、大学の自治の精神に基づいて、教育部は理論上、大学のカリキュラムに直接干渉することはできないことになっている。このため現在、教育部はジェンダー平等教育を評価鑑定するという方法で、指導監督しているようである<sup>66)</sup>。これは2段階に分けられている。第1段階では、「高等教育機関ジェンダー平等教育推進自己評価及び視察項目表」に基づき、各大学にきちんと自己評価させる<sup>67)</sup>。第2段階では、教育部が専門家に依頼し、毎年年末にジェンダー平等が実施されているかを視察させ、評価鑑定してもらう。教育部は各大学に、ジェンダーに関する課程を開設するよう直接指示することはできないが、学校評価などの方法を利用し、各大学に圧力をかけ、高等教育機関で広くジェンダーに関する課程を開設させるという目的をかなえようとしている。

このような状況の下で、各大学にはジェンダー平等の課程を開くために必要なスペースが作られてきた。一般教養課程では、法学部の授業のように、国家試験のプレッシャーを背負わなくてよい。このため、自由に授業を開講できる度合いが高く、専門課程よりジェンダー教育では優位に立っている。だが、ジェンダー平等の課程を広く開設するようという圧力は

---

66) 教育部は2006年(民国95年度)より、国内でジェンダー研究、あるいはジェンダー教育に携わる専門家に次のことを依頼している。教育部が制定した視察項目表に基づいて、個々に各高等教育機関に赴き、視察、評価鑑定をおこない、毎年「大専校院推動性別平等教育訪視報告〔高等教育機関におけるジェンダー平等教育推進についての視察報告〕」を作成することである。ただ、これは報告の総括部分だけしか公開されていない。各校の個別の視察報告は、その学校に参考として送られるだけで、外部には公開されていない。

67) この視察項目表は2006年6月15日に、教育部の第2期ジェンダー平等教育委員会で採択されたものである。「学習環境ソースと教学」のフォームの中に、「学校におけるジェンダー平等教育課程の教材と教学」という一覧を設けている。

あるが、ジェンダー平等を教える教員はどこからやって来るのか。このような体系的な措置は欠けている。たとえ一般教養センターでジェンダーに関する課程を開設したとしても、担当教員が、その授業はジェンダー平等教育法の立法趣旨になかったものでなければならぬことを理解しているかどうかは、確かでない<sup>68)</sup>。さらに当初、「共同教育」科を一般教養センターに移し変えた大学、あるいは後から一般教養センターを増設した大学<sup>69)</sup>では、多くがこれより前から、各大学にいた教員や発展の需要に合わせて、その地に見合った主要なコア課程 (core curriculum) を定めていた<sup>70)</sup>。よって、教育部がいろいろ手を尽くして勧めても、これまでのと

---

68) 例えば、筆者の勤務校がある雲林県には、国立虎尾科技大学、国立雲林科技大学及び私立環球〔環球はグローバルの意味〕科技大学の合計3校があり、いずれもジェンダー関係の課程を開設している。しかし多くは教育学者、心理学者、社工〔社会福祉〕研究所を卒業した者が授業を担当している。学歴からすると、ジェンダー平等に関する法律の課程を研修した経験がほとんどなさそうである。教員となってからも、ほとんどそれに関わる論文を執筆していない。今なお大学では、ジェンダー平等教育の人材育成に、力を入れていくことが求められている。これについては、李玉璽「技職体系大学通識教育中の婚姻移民教学：以性別関係與法律課程為例〔技術専門系大学の一般教養における結婚移民についての教学：ジェンダー関係と法律の課程を例として〕」施慧玲主編『婚姻移民人権之理論與實務〔結婚移民の人権の理論と実際〕』所収(2012)429頁、表3-5-1に詳しい。教育部はこの欠陥に鑑み、2011年、国立成功大学性別與婦女研究中心〔ジェンダーと女性研究センター〕に委託して、「100年度性別平等教育師資人才更新計画〔民国100年度ジェンダー平等教育の教員人材刷新計画〕」を作り、柔軟に改善していこうとしている。

69) 例えば、政治大学にはもともと一般教養センターがなく、2008年、教育部がおこなった先端大学一般教養課程の評価鑑定中の「組織と制度」において、C判定を受ける結果となった。これに懲りて、同校では教務処の下で、担当責任者を置いた一般教養センターを作り、真剣に一般教養の企画に取り組み始めた。

70) これまでの一般教養の課程はさまざまで、秩序立っていなかった。このため近年、教育部の主導によって一般教養改革がおこなわれる中、アメリカの概念が取り入れられている。これはいくつかの課程を「コア課程〔原文は核心課程〕」(core curriculum)と定め、通常、必修あるいは必修選択などとして、他の課程(higher curriculumなど)より高い保障を与えている。しかしなお多くの問題が残っている。最近ではこれについて検討した、林信裕・李柏毅「我国中央大学通識教育核心課程變革與現況〔我が国の中央大学一般教養におけるコア課程の變革と現状〕」『教育資料與研究双月刊』第99期(2001)が参考になる。

ころ全国でまだ1校も、ジェンダー法学の科目をコア課程に入れているところはない。こうした事態は、一般教養課程の中にジェンダー法学の課程を開設することを、いまなお難しくさせている。例えば、建国科技大学の一般教養センターには魏美娟助理教授が勤めている。彼女の専門分野には、憲法、ジェンダー研究、法学緒論が含まれている<sup>71)</sup>。しかし、彼女は必修科目である法学緒論の教学を受け持たなくてはならないため<sup>72)</sup>、この学校でジェンダー法学関係の課程が開かれたことはない。一方、虎尾科技大学には、もともと「ジェンダー関係」の課程しかなかった。筆者が手を尽くして努力した結果、課程委員会の3レベルの審議会を通り、2011年から「延長課程〔原文は延伸課程〕(higher curriculum)」で、「ジェンダー関係と法律」の授業、2単位分を増やしていくことになった<sup>73)</sup>。

#### 4) 筆者の実践

もともと筆者は、一般教養における公民素養領域の「延長課程」としてカリキュラムを準備した<sup>74)</sup>。「公民の素養」という基調に合わせるため、授業の内容は、法律の条文を紹介するだけでなく、法律が成立した社会背

---

71) 魏美娟は、2009年、国立政治大学国家發展研究所の博士であった。論文のテーマは「我国推動性別主流化發展之研究：從參與式民主觀點探討〔我が国におけるジェンダー主流化推進發展の研究：参加型民主の観点からの検討〕」であり、指導教授は陳惠馨教授であった。

72) 建国科技大学一般教養センターでは、課程を生活教養、基礎教養、博識教養の三つに分けている。法学緒論は基礎教養の必修科目である。建国科技大学通識教育実施辦法〔建国科技大学一般教養実施方法〕を参照。これは2010年10月12日の教務会議で修正され、採択されたものである。

73) 現在、全国の各大学の一般教養センターでは、ジェンダーと法律に関する科目を開設するところが日に日に増加している。課程の名は「ジェンダー関係と法律」のほか、「ジェンダーと法律」がもっとも多い。

74) 虎尾科技大学の一般教養コア課程は、思考ロジック、文化芸術、公民素養、自然探索、科学技術と社会などの五大コア領域に分けられている。「延長課程 (higher curriculum)」はまだきちんと区分されていない。今後、一つのコア領域に対応できるものへと発展していく可能性があるかどうか、見極めていかなければならない。

景や、ヒューマニズムに目配りするといった要素にも重きを置いた。課程の前半では、主にここ20年余りのジェンダーに関する法律の制定と社会の変遷を説いた。例えば、呂秀蓮<sup>vi</sup>のニューフェミニズムと婦女新知<sup>vii</sup>、同性愛者相談ホットラインなどのジェンダー社会運動団体の成立<sup>75)</sup>、鄧如雯事件とDV防止法<sup>76)viii</sup>、彭媛如事件と性暴力防止法<sup>77)</sup>、葉永鋇事件とジェンダー平等教育法<sup>78)</sup>、孔子を祭る祭祀官と蕭昭君が祖先祭祀をした話からジェンダーと法律を語る<sup>79)</sup>、といった具合である。さらに受講生には関連機関への参観もさせている。学期ごとに変え、地方の家庭裁判所

---

75) 呂秀蓮はアメリカで法律を学んで帰国した後、アメリカのフェミニズム運動の影響を受けたニューフェミニズム〔新女性主義〕を提唱した。その後、呂秀蓮の影響を受けて、李元貞教授などが1987年に財団法人婦女新知基金会という女性運動団体を成立させた。同性愛者グループも、また女性運動団体の影響を受け、2000年に社団法人同志諮詢熱線〔社団法人同性愛者相談ホットライン〕を成立させた。これらの社会運動団体はみな、法律相談ホットラインを設けており、またひんぱんに法律に関する座談会や記者会見を開いて、ジェンダー平等法案の成立を推進させた。

76) 鄧如雯は長期にわたり、夫からDVを受け、1993年、怒りの余り夫を殺害した。この事件は社会を震撼させた。この事件はまたDV防止法成立への動きを推し進め、1998年に法案は採択された。この事件の法的な分析については、李佳玟「女性犯罪責任の叙事建構——以鄧如雯殺夫案為例〔女性の犯罪責任の叙事構築——鄧如雯の夫殺害事件を例として〕」『国立台湾大学法学論叢』第34巻第6期(2005)1-56頁が参考になる。

77) 彭媛如は民進党の著名な女性運動家であった〔彭媛如は長年女性運動に携わり、民進党の婦女部主任を務め、女性の政治参加を積極的に推進した〕。1996年、タクシーに乗った後、性暴力を受けて殺害された。この事件が起こると、「女権の火は夜道を照らす」というスローガンを掲げたデモ運動が巻き起こり、1997年の性暴力防止法制定への動きを加速させた。

78) 葉永鋇は、少々女性的な気質を帯びた男子中学生であった。ジェンダー的な理由でひどいじめを受けていたらしく、2000年に亡くなった。この事件が当時の「両性平等教育法」法案の成立を促進させることになった。その後、この法案は名称を変えて「ジェンダー平等教育法」となり、多元的な性の指向やジェンダーのアイデンティティーを尊重する方向へと拡大された。この事件については、陳惠馨「葉永鋇案與性別的關係——一個法律人的觀點〔葉永鋇事件とジェンダーの関係——法律家の観点から〕」『擁抱玫瑰少年〔バラを抱く少年〕』所収(女書文化、2006)60-69頁が参考になる。

79) 孔子を祭る儀礼の中で、孔子・孟子などの祭祀を務める奉祀官は、伝統的に嫡男の長子によって引き継がれてきたが、このことがジェンダー意識に反すると指摘されてきた。東華大学の蕭昭君教授は、初めて女性として蕭氏の祖廟の奉祀官を務めた。

の裁判を傍聴し、レポートする者もいれば、雲林県の外国籍配偶者センター<sup>80)</sup>や、雲林県警察局の婦幼大隊〔女性、子供を担当する部署〕を參觀する者もいる。そしてこれらを法律概念と組み合わせ、中間試験の前に解説する。

課程の後半では、司法院大法官會議の解釈<sup>81)</sup>の中から、ジェンダーに関わるテーマを中心に取り上げて、議論をする。例えば2002年の554号、及び569号では、姦通を自ら提訴することと、姦通を罪としない問題<sup>82)</sup>、2007年の623号では、セックスビジネス情報散布問題<sup>83)</sup>、2008年の647号では、事実上の伴侶関係<sup>84)</sup>、2009年の666号では、娼婦を罰してその客を罰しなかったことに対する解釈<sup>85)</sup>などである。まず教員が簡単に事件の

---

80) 内政部の出入国及び移民署が2011年2月に出した統計資料によると、現在、台湾全国には外国籍配偶者が446,143人いる。ベトナム、インドネシア、タイなどの東南アジア諸国から来た女性が多く、雲林県には13,723人存在している。新移民が新しい生活に適應できるようサポートするため、雲林県政府は2006年より斗六市の婦女福利大樓〔女性福利ビル〕に外国籍配偶者センターを設けている。

81) 台湾では地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所など、三段階の裁判所のほか、司法院の下に、憲法解釈の責任を持つ、大法官會議という制度を設けている。台湾の司法制度について、日本語で書かれた研究資料として、鈴木賢「台湾の法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』（東京大学出版会、2003年）220頁以下が参考になる。

82) 台湾の刑法239条には、姦通罪が定められている。解釈番号554号では、司法による立法権への侵害を避けるために、これを合憲と認めた。だが刑事訴訟法321条には、配偶者に対して自ら提訴することはできないと規定されている。解釈番号569号でもまた、司法による立法権への侵害を避けるために、合憲と認めた。

83) 児童及び青少年性交渉防止条例第29条では、人民がセックスビジネスの情報を児童や青少年に与えることを制限している。これによりネット上にセックスビジネスの勧誘情報を載せた者が罰を受けた。解釈番号623号では、この法は憲法の比例原則及び明確な原則に合致すると認め、合憲とした。

84) ここでは法律上の婚姻関係にある配偶者と、法律上の婚姻関係がない配偶者との間にある、遺産及び贈与税などの法律上の差別待遇が、合憲であるかどうかという問題を扱っている。解釈番号647号では、立法者が事実婚の状況を考慮に入れることを提案した。しかしこれは「異性伴侶」のみに限られ、まだ「同性伴侶」については触れられていない。

85) 社会秩序維持法第80条1項1款では、利益を求めて人と同衾した者は、罰金刑に処せられると規定している。ただし買春した側は罰せられない。666号では、これを憲法の平等権の規定に合致しないと考え、違憲とした。これにより、法が修正され、売買春ともに



内容や背景を説明して、争点を簡潔に整理する。そして学生自身にグループに分かれてもらい、資料を集めて意見を発表してもらう。最後にまた教員が解説を行う。

この課程のほかに、学校の教養教育活動や図書館における専門テーマの映画鑑賞会などの活動も利用する。例えば、映画「それでもボクはやっていない」を通して、台湾と日本の公然猥褻事件の処理方法を比較する<sup>86)</sup>。また、「大法官は『同性愛者(原文は同志)』もしくは『同性愛』という言葉すら解釈文や解釈理由書に書き入れたがらない」<sup>87) ix</sup> ため、同性愛者はジェンダーを跨いだ関連する判例をなかなか探すことができない。このため、学校活動とタイアップさせ、同性愛者団体を招いて講演会や座談会を開くほか<sup>88)</sup>、日本の同性愛に関する判例を簡単に紹介するなどして、学生とともにこの分野の知識を分かち合っている<sup>89)</sup>。

---

▽罰せられるようになった。ただ以前政府から許可を取ったセックスビジネスの専門家(公娼)は、罰せられない。しかし今のところ、各地方政府は道徳的な圧力に妨げられ、いかなるセックスビジネスの特別区〔公娼街〕も設けていない。

86) 嫌猪手事件簿〔台湾では、「豚の手疑惑事件簿」と訳されている〕の日本語の原題は、「それでもボクはやっていない」である。これは、2007年、周防正行監督によって作られた映画である。痴漢冤罪事件と司法秩序との関係を描き、台湾の法曹界にも大きな反響を巻き起こした。筆者は虎尾科技大学の学生相談総合センターに、これを「關懷教師講座〔教師配慮講座〕(皆で映画を見て感想を話し合ったり、相談協力委員の先生方にお話を伺いに行ったりするイベント)」の参考映画として入れてほしいと依頼し、出向いて行って法律上の解説をした。

87) これは黄丞儀が気付いたことである。黄丞儀「被合法的欲望、被消失の同志晶晶書庫案(釈字第617号)及相關司法實務的再思考〔合法にされた欲望、消された同性愛者、晶晶書庫〔文末訳注ix参照〕事件〕(解釈番号第617号)及び関連する司法の現状についての再検討」『台湾社会研究季刊』第83期(2011)321頁参照。

88) 例えば、一般教養講座に同性愛のベテラン社会運動家を招いたり、大法官会議解釈番号617号の解釈を求めた頼正哲に、講演に来てもらったりしたこともある。頼正哲は同性愛者の写真雑誌を販売したことにより、風紀を妨げるとされ、拘留の判決を受けた。判決の結果に不服であった頼正哲は、刑法第235条の風紀を妨げる罪が、憲法に抵触するかどうかという疑義で、大法官に憲法解釈を求めた。このほか、心のサポートセンターと協力し、同性愛者相談ホットラインの講師を招いて、同性愛者の経験を分かち合う機会を設け、学生たちへ聴講を促した。

89) 例えば、日本で1969年に起こった〔実際に「事件」が起こったのは1964年で、1969年〆

## 4 結 び

ジェンダー法学は新興の学術領域である。しかし、大学の教育制度が急速に変わり、学際的な協力や、専門課程と一般教養センターとの融合が強調されるようになったため、学術グループを拡大していくには有利な状況ができて上がっている。その上、ジェンダー法学はまだ司法試験の科目に入っていない。そのため、法学教育への関心を、国家試験の受験を目的とした学生から解きはなち、人権や法治のテーマに関心を持つすべての学習者に拡大させて、本当の「生命の教育」を根付かせることが可能となっている<sup>90)</sup>。しかし専門的な人材はまだ限られている。現在、台湾におけるジェンダー法学の教員の多くは、台北市、新北市を中心とした北部の地域に集中している。もし日本の集中講義のような制度が利用できれば、現在の台湾ではまだ数少ないジェンダー法学の教員を他大学に派遣して、数日から1週間ぐらいの学術交流をおこなうことができる<sup>91)</sup>。また定期的な

---

ㄨに判決が出た。)性転換手術が優生保護法〔現在の母性保護法〕に違反するという「ブルーボーイ事件」(東京地裁, 1997年に〔事件〕は1990年に発生。1997年に東京高裁の判決が出た。)キリスト教徒が同性愛者団体を差別した「東京都青年の家事件」などである。さらに、角田由紀子『性の法律学』(有斐閣, 1991)第7章「同性愛に生きる権利——なぜ差別されるのか」199-218頁の部分が参考になる。

90) 近年、台湾の学校ではいじめの事件がひんばんに伝えられている。例えば、2011年新北市蘆洲区の中学で陳という姓の女子生徒が、「賤女人〔このあま、のような女性をののしる語。〕」と罵られた。また楊という姓の男子生徒は「女っばい」と罵られた。2人はそれぞれ飛び降り自殺をした。この二つの事件で、女子生徒は助けられたが、男子生徒は死亡した。『蘋果日報』には「同学罵賤女人, 国一女跳楼命危〔同級生から賤女人と罵られ, 中学1年の女子生徒が飛び降りて生命の危険〕」とある。2011年11月23日, 石永軒, 曾佳俊記者の報道。しかし教育部は具体的な内容をあいまいにした「生命の教育」を大々的に提唱しているだけである。教育部は、もし学校で「生命の教育」を重視すれば、それだけで校内で発生するいじめ事件を減らすことができると考えている。中央社「吳清基: 重視生命教育, 減少校園霸凌〔吳清基教育部長: 生命の教育を重視すれば, 校内のいじめは減る〕」2009年11月21日, 劉光瑩記者の報道を参照。しかしジェンダー方面の人権については、強調されていない。

91) 現在の台湾では法規の規定に妨げられ、これをおこなうことができない。専任の教師

研究会やジェンダー法学の大会を開いて、研究や教学の成果を分かち合うことができれば、ジェンダー法学を台湾で展開させる、さらなる一助となるであろう。

本文及び脚注の [] 内は、翻訳者による。また訳注を文末注として加えた。(杉本)

- i 原文は学系。台湾の「系」は日本の学部より細分化されており、学科と訳されることもある。現在は「系」よりさらに上の組織の「学院」を作り、これを学部、アカデミーとしているところも多い。本稿では、その時々で「系」を学部もしくは学科と訳している。役職や組織名を原文で表した方が分かりやすいところは、そのまま「～学院」「～系」とした。
- ii 以下に出てくる法律の日本語訳は、基本的に『台湾女性史入門』（人文書院、2008）によった。ただし、性別平等教育法については、陳教授の希望でジェンダー平等教育法と訳出した。
- iii 1997年、台北市当局は、当時の市長であった陳水扁氏のもので、公娼制を廃止した。この措置に対し、公娼側は働く権利を奪われたと主張し、抗議活動をおこなった。フェミニストや女性運動家たちの間でも、セックスワークの存在やセックスワーカーの権利を認めるかどうかで議論が大きく分かれた。
- iv 台湾では法案を立法化する際、立法院での3回の審議を経る三読の制度を取っている。
- v 原文は釈字。憲法解釈につけられたナンバー。
- vi 1970年代より、ニューフェミニズム（新女性主義）を掲げて社会に意識変革を訴えた台湾の著名な女性運動家。民主化運動に携わり、投獄されたこともある。1992年には立法院に当選し、2000年に民進党が政権を執ると、台湾史上初の女性副総統となった。
- vii 1982年、台湾フェミニストの草分けである呂秀蓮の後を継いだ李元貞によって設立された婦女新知雑誌社が1987年に改組され、婦女新知基金会となった。当時の台湾では唯一の女性運動団体であり、その後の台湾における女性運動の根拠地となった。
- viii 事件後、鄧如雯に対する虐待の事実が明らかになると、彼女の助けを求める声が相継いだ。結局、彼女は禁固3年の刑に処せられたが、情状を酌量してDV事件を裁くという先例となり、これが1998年のDV防止法に結びついたと言われる。
- ix 晶晶書庫は、1999年に頼正哲氏が台北市に開いた台湾初のゲイ・ショップの店名である。同店では同性愛者に関する書籍、関連グッズなどを扱っている。またイベントスペースとしても使われている。

---

ㄨが他の学校に授業に行きたくても、交通の問題だけでなく、兼任できる時間数に上限が設けられている。また日本の集中講義のようなやり方がなく、ただ他校で講演をして交通費を受け取るという方法で臨機応変に対応していくほかない。日本の集中講義の制度は、夏休みや冬休み、土日などを利用して、集中的に短時間で授業を終わらせる教学方式である。もしもう少し融通を利かせることができれば、終日授業をする疲労感を取り除くこともできる。これも一つの解決法であろう。